

厚生委員会記録（速報版）

令和7年9月8日開催

付議事件

1 第68号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○渡辺しょう委員長 付議事件1、第68号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第68号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。今回の補正は、令和6年度決算に伴う繰越金等による所要の予算措置を行うものでございます。補正額は、歳入歳出それぞれ6億2,679万5,000円を増額し、予算総額を205億2,300万4,000円とするものでございまして、これは補正前の額に対して3.2%の増となります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、歳入から御説明させていただきます。なお、ページ数につきましてはシステムのものを表記しております。

8、9ページを御覧ください。

款の20国庫支出金、項の10国庫補助金、目の7地域支援事業交付金は、592万1,000円の増で、説明欄の1は令和6年度分の地域支援事業の精算金として交付されるもの。款の30都支出金、項の5都負担金、目の5介護給付費負担金は1,110万9,000円の増で、説明欄1は令和6年度分の介護給付費に係る都の負担分に対する精算金として交付されるもの。項の15都補助金、目の5地域支援事業交付金は276万円の増で、説明欄の1は、令和6年度分の地域支援事業の精算金として交付されるもの。款の45繰入金、項の5一般会計繰入金、目の5介護給付費繰入金は335万円の増で、説明欄1は令和6年度分の介護給付費に係る市の負担分に対する精算金として繰り入れるもの。目の9低所得者保険料軽減繰入金は、564万4,000円の増で、説明欄1は令和6年度分の第1号被保険者に係る保険料の軽減に対する精算金として繰り入れるもの。款の50、項の5、目の5繰越金は5億9,801万1,000円の増で、説明欄1は前年度の繰越金額が確定したことに伴い増額するもの。

以上、補正前の歳入合計198億9,620万9,000円に対しまして、今回の補正額は6億2,679万5,000円の増額で、205億2,300万4,000円とするものでございます。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、10、11ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。款の25、項の5基金積立金、目の5介護給付費等準備基金費は5億6,021万9,000円の増で、説明欄1は介護給付費等準備基金積立金に係る経費。款の40諸支出金、項の5、目の5償還金及び還付金は2,765万1,000円の増で、説明欄1は令和6年度の介護給付費に関する交付金の精算返還に係る経費で国に対するもの。2は令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費に関する交付金の精算返還に係る経費で社会保険診療報酬支払基金に対するもの。項の15繰出金、目の5一般会計繰出金は3,892万5,000円の増で、説明欄1は令和6年度の事務費等及び地域支援事業費に関する市負担金の精算返還に係る経費。

以上、補正前の歳出合計198億9,620万9,000円に対しまして、今回の補正額は6億2,679万5,000円の増額で、205億2,300万4,000円とするものでございます。

以上をもちまして、令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

- からさわ地平委員 よろしくお願ひします。それでは、今回の補正予算なんですが、ちょっと説明原稿にもあったんですが、主には、昨年の決算額が確定した下で、その上で繰入れと基金への積立てを行う、そういう予算であるというように理解をいたしました。
- 介護給付費準備基金について、繰入れ後の現状についてと介護保険事業計画との関係で、基金の積立額が順調であるかということや、当初の見込みと比べてどうかという点をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。
- 齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、介護給付費等準備基金の残高の状況でございますが、各年度末の基金状況で、過去5年間をお答えいたしますと、令和2年度は9億2,009万2,471円、令和3年度が14億865万9,471円、令和4年度が15億6,220万7,471円、令和5年度が16億4,501万471円、令和6年度が14億1,671万471円となっております。
- 基金の残高の推移についてでございますが、こちらの基金残高につきましては、介護保険料の基準額設定に関係しております。今回、基金残高が減少しておりますが、第9期計画策定時において推計いたしました際に、介護保険料の算定をする際に、給付費の増大が見られましたが、昨今の物価高騰を勘案いたしまして、基準額を据え置くこととし、介護保険料の不足分を基金の取崩しによって賄うとしたため、基金の減少が起きているものと捉えております。
- 以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 当初の見込みに比べてというところは、お願いいたします。
- 山下健一介護保険課長 続きまして、2点目の基金を計画的に積み立てているかどうかということでございますが、介護保険の準備基金につきましては、特に計画値を定めて積み立てる性質のものではございませんので、目標額が幾らとかという設定はしておりませんが、今計画期間における見込額といたしましては、令和7年度末残高の見込額を1,000円単位でお答えをさせていただきますと、16億755万9,000円、令和8年度末残高の見込みを13億4,306万2,000円としております。
- 以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。
- からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございました。基本額の据置きのために基金が減っている、計画どおりということと、据置きしたこと自体は我々も評価するものでありますので、理解しました。
- 2件目の基金の目標値は定めていないということなんですけど、令和7年度末で大体16億七千幾ら見込んでいるということについては、今の基金の状況と少し差があるのかなと思ったんですけど、介護サービスの給付そのものが今、増えているといったこととかを分析されているのかという点をお聞きしたいと思います。お願ひします。
- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。
- 山下健一介護保険課長 介護保険の状況でございますけれども、高齢者の方の人口も増えているという状況もございまして、そのため給付も、今後も伸びていくものと見込んでおります。
- 国は2040年を65歳以上の人口のピークと推計しておりますので、本市におきましても、そこまでは高齢者の人口が増えていくということで、併せて介護給付のほうも伸びていくものと捉えております。
- 今年度の16億円という基金の状況でございますが、基本的には、3年間の計画の中では、3年間で12億6,800万円を取り崩して対応するという形で計画をしておりますので、そういった意味では、おおむね予定どおりといえますか、計画どおりに進めているものと認識しております。
- 以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。
- からさわ地平委員 御説明ありがとうございました。おおむね計画どおりに進んでいると

いうことで理解いたしました。

認定については賛成したいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はありますか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 歳入の関係で、8ページになるんですか、国庫支出金と都支出金の関係で今回、地域支援事業交付金が増額で補正されたということなんですけれども、一応、地域支援事業交付金の地域支援の内容がどういうもので、今回、どういう理由でこれがプラス補正になっているのかということについて、教えていただければと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○梶田斉邦福祉保健部次長 地域支援交付金の部分でございますが、こちらは介護のほうでも、いわゆる介護予防というところに属する部分の事業に対してというところが、地域支援事業という形になってございます。

今回の補正の内容につきましては、あくまでもこれまでの事業の清算というところになります。予防に事業を充実させるという取組を進めていくと、そういった事業に対してもお金がかかっていくということと併せまして、介護予防に要支援の1、2というところのニーズの方も徐々に増えている状況でございますので、そういった経費については今後も徐々に増えていくものと見ております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 そうしますと、これまでも、いつもこういう形でプラス補正されることが多いという理解なんです。過去のことを、資料がないので分からないので、その辺を教えていただければと思うのと、今年度については、予算書が、持ってきていないんですけれども、令和7年度の予算ではどんな考え方で、この交付金について予算を計上されているのか。

今の説明だと、今年度、もっと増えるみたいな説明があったんですけども、ここまでの傾向として、どんな状況なのかということでお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 今年度、令和6年度の決算について、増額となっている一つの理由なんですけれども、こちらについては、地域支援事業自体が国と市の公費と被保険者の保険料で賄っているものになります。国、都からは毎年、交付金という形で費用が賄われております。

令和6年度におきましては、国、都、それぞれの予算額の都合によりまして、交付金の一部を令和7年度に先送りする、留保という決定がなされたために、こちらの当該先送り分について追加の交付を受けることから、増額となっているものでございます。なので、今年度はそこが特徴的な経過となっております。つきましては、令和7年度の予算については、これまでどおりの考え方で考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 来年度予算ではどうかということについてはいかがですか。お願いたします。

○梶田斉邦福祉保健部次長 予算的な今後の増加というところですが、大きく伸びているというところでもない。予算的には、前年度と比べると、令和6年度、令和7年度で大きくというところではございません。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 ということは、今まではあまりないんですね、こういう形でプラス補正されることがね。だからちょっとと思ったんですけど、令和7年度についてはほ

ば予算どおりで行きそうと理解させていただいて、それでよろしいですかね。
そういうことで理解させていただいて、補正予算については賛成いたします。
以上です。

- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんでしょうか。奥村委員。
○奥村さち子委員 先ほど、からさわ委員の質疑の中で、準備基金のことについては質疑がありまして、その状況を確認できましたので、質問はありませんが、意見として述べさせていただきます。

介護給付費等準備基金というのは、3年間の介護保険事業計画の中で、給付の状況に合わせて柔軟に対応するというためと、あと、3年ごとの保険料の見直しの際の緩和措置のためにあると私も認識はしております。

新型コロナの影響で給付が減少した年度もありましたけれども、昨年度から回復が見えていると感じております。高齢者が増えて介護保険の利用も増加すると考えられる、先ほど御答弁にもありました。

令和6年から令和8年の第9期の介護保険事業計画の中で、現在の基金をどう活用できるかということが課題であると考えております。先ほどの御答弁でも、計画どおりに3年間で12億円を取り崩していくというお話もありましたけれども、この基金に関しては、増やすことがよいということではなくて、介護保険を利用する人がいかに必要なサービスを受けていられるか、そのための実態把握というのが必須であると思えますし、それに基づいて適切な基金の運用をお願いしたいと思っております。

補正予算については賛成をいたします。

以上です。

- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○渡辺しょう委員長 よろしいですか。御発言がないようですので、これより採決いたします。
お諮りいたします。本件については、可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第68号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第72号議案 令和6年度府中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 渡辺しょう委員長 付議事件2、第72号議案 令和6年度府中市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

- 説明員 ただいま議題となりました、第72号議案 令和6年度府中市国民健康保険特別会計決算 歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのもの表記しております。

14、15ページをお願いいたします。初めに歳入でございますが、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄を中心に順次御説明いたします。款の5、項の5、国民健康保険税の収納率は87.7%、目の5一般被保険者国民健康保険税の収納率は87.7%、目の10退職被保険者等国民健康保険税の収納率は18.1%。保険税の一般、退職を合わせた収納率は、現年度分が94.6%、前年度比0.3ポイントの減、滞納繰越分は35.9%、前年度比4.8ポイントの増で、不納欠損は現年度分0件、滞納繰越分9,317件の合計9,317件でございます。保険税率等につきましては、所得割率は医療分が5.05%、前年度比0.3ポイントの増、後期高齢者支援金分が1.64%、前年度比0.16ポイントの増、介護分が1.64%、前年度比

0.09ポイントの増、均等割額は前年度から変更はございません。課税限度額は、後期高齢者支援金分22万円、前年度比2万円の増、医療分65万円、介護分17万円は前年度から変更はございません。被保険者数は毎月1日時点の年間平均4万5,747人でございます。保険税の収入総額は歳入総額全体の17.2%、前年度比0.6ポイントの増、収入済額では前年度比3.5%の増でございます。款の10、項の5、目の5、一部負担金は執行がありませんでした。款の15使用料及び手数料、項の5手数料、目の5総務手数料、備考欄1は納税証明423件分。16、17ページに移りまして、款の20国庫支出金、項の10国庫補助金、目の17社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、備考欄1はマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業及びシステム改修費等に要した経費に対するもの。目の35災害臨時特例補助金、備考欄1は東日本大震災関連対応分の減免措置に対するもので補助率10分の2、款の30都支出金、項の5都補助金、目の3保険給付費等交付金、節の5普通交付金、備考欄1は保険給付に要した費用に対するもの。節の10特別交付金、備考欄1は特別調整交付金、保険者努力支援制度等に対するもの。目の5都補助金、備考欄1は市町村の保険財政の健全化を図り、国保事業の円滑な運営を図ることを目的に補助されるもの。款の35財産収入、項の5財産運用収入、目の5利子及び配当金、備考欄1は当該事業に係る回転基金150万円を運用したものの。款の40繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の10保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、備考欄1は国保税軽減措置に伴うもの。18、19ページに移りまして、節の12保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、備考欄1は保険税軽減世帯の被保険者数に応じて補填されるもの。節の13未就学児均等割保険税繰入金、備考欄1は未就学児の国保税均等割軽減に係るもの。節の15職員給与費等繰入金、備考欄1は職員の人件費及び本市の事務経費等に対するもの。節の17産前産後保険税繰入金、備考欄1は産前産後期間の保険税減額に応じて補填されるもの。節の20出産育児一時金等繰入金、備考欄1は出産育児一時金の126件分の3分の2相当額、節の22財政安定化支援事業繰入金、備考欄1は被保険者の年齢構成が高いことに対するもの。節の25その他一般会計繰入金、備考欄1は保険税負担軽減及び国保財政の安定化を図るために繰り入れるもの。款の45、項の5、目の5繰越金、備考欄1は前年度からのもの。款の50諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5延滞金、備考欄1は6,915件分。目の10加算金、備考欄1は診療報酬返還金によるもので1件分。項の10、目の5市預金利子、備考欄1は当該特別会計歳計現金に係る普通預金利子。項の15雑入、目の5滞納処分費は執行がありませんでした。20、21ページに移りまして、目の10返納金、備考欄1は国保資格喪失後の受診等によるもので187件分。目の15第三者納付金、備考欄1は交通事故等によるもので10件分。目の20雑入、備考欄1は郵送代のオンライン決済によるもので1件分。

以上、歳入合計は予算現額242億6,105万9,000円、調定額247億2,630万3,000円、収入済額241億4,150万3,000円、調定額に対する収入率は97.6%。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、22、23ページをお願いいたします。款の5総務費、項の5総務管理費、目の5一般管理費、備考欄1は職員10名分、2は基幹システムの使用料、3は時間額制会計年度任用職員報酬、保険者証・受給者証の印刷費、郵便料等の事務費及びレセプト点検委託料等。目の10運営協議会費、この不用額の主な理由は、報酬の支払いについて、見込んでいた金額を下回ったことなどによるもの。備考欄1は委員17名分の報酬及び郵便料等の事務費、2は協議会賄い。目の15趣旨普及費、この不用額の主な理由は契約差金等によるもの。備考欄1は小冊子「国保ガイドブック」の印刷費など。目の20国保団体連合会負担金、24、25ページに移りまして、備考欄1の1は東京都国民健康保険団体連合会会員負担金で、国保連の賦課総額を都内各保険者の被保険者数で按分したものの。項の10徴税费、目の5賦課徴収費、備考欄1は職員7名分、2は月額制会計年度任用職員1名分、3は基幹システムの使用料、4の1は地方税共通納税システムの利用

に係る負担金、5は時間額制会計年度任用職員報酬、及び封筒印刷費並びに郵便料等の事務費等。款の10保険給付費、項の5療養諸費、事業の概要は、毎月1日時点の年間被保険者数は4万5,747人、前年度比3.4%の減、療養諸費総件数は80万226件、前年度比2.2%の減。療養諸費総費用は173億8,799万6,798円、前年度比1.1%の減、一人当たりの費用額は38万90円、前年度比2.4%の増でございます。目の5一般被保険者療養給付費、備考欄1の1は80万226件分、目の10退職被保険者等療養給付費は執行がありませんでした。目の15一般被保険者療養費、26、27ページに移りまして、備考欄1の1は1万6,466件分。目の20退職被保険者等療養費は執行がありませんでした。目の25審査支払手数料、備考欄1は一件当たり46円40銭等、項の10高額療養費、目の5一般被保険者高額療養費、備考欄1の1は3万2,272件分。目の10退職被保険者等高額療養費は執行がありませんでした。目の15一般被保険者高額介護合算療養費、この不用額の主な理由は見込んでいた件数を下回ったことによるもの。備考欄1の1は95件分、目の20退職被保険者等高額介護合算療養費は執行がありませんでした。項の13移送費、目の5一般被保険者移送費は執行がありませんでした。目の10退職被保険者等移送費は執行がありませんでした。28、29ページに移りまして、項の15出産育児諸費、目の3出産育児一時金、備考欄1の1は126件、目の10支払手数料、この不用額の主な理由は見込んでいた件数を下回ったことによるもの。備考欄1は一件当たり210円で111件分、項の20葬祭諸費、目の5葬祭費、この不用額の主な理由は見込んでいた件数を下回ったことによるもの。備考欄1の1は一件当たり5万円で232件分。項の30、目の5結核・精神医療給付金、備考欄1の1は当該疾病に係る本人負担相当額に対する給付金で2万2,075件分。項の35、目の5傷病手当金、この不用額の主な理由は見込んでいた件数を下回ったことによるもの。備考欄1の1は新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、被用者の給与の3分の2に相当する額を支給するもので1件分。30、31ページに移りまして、款の18国民健康保険事業費納付金、項の5医療給付費分、目の5一般被保険者医療給付費、備考欄1の1は都が行う国民健康保険事業に対する納付金のうち一般被保険者医療給付費分。目の10退職被保険者等医療給付費、備考欄1の1は都が行う国民健康保険事業に対する納付金のうち退職被保険者等医療給付費分。項の10後期高齢者支援金等分、目の5一般被保険者後期高齢者支援金等、備考欄1の1は都が行う国民健康保険事業に対する納付金のうち一般被保険者後期高齢者支援金等分。項の15介護納付金分、目の5介護納付金、備考欄1の1は都が行う国民健康保険事業に対する納付金のうち介護納付金分。款の25保健事業費、項の3、目の5特定健康診査等事業費、備考欄1は特定健康診査、特定保健指導及び国保保健事業実施に係る委託料並びに時間額制会計年度任用職員報酬、パンフレット及び受診券等の印刷、郵便料等の事務費。2の1は特定健康診査及び特定保健指導実施に係る国保連への負担金で、40歳以上75歳未満の被保険者数一人当たり125円。32、33ページに移りまして、款の30、項の5公債費、目の5利子は執行がありませんでした。款の35諸支出金、項の5償還金及び還付金、目の5償還金、利子及び還付金、備考欄1は国民健康保険税の過誤納還付金及び加算金、2は保険給付費等交付金等の交付額確定に伴う返還金。款の40、項の5、目の5予備費は執行がありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額242億6,105万9,000円、支出済額239億8,800万9,000円でございます。

次に34ページ、実質収支に関する調書に移りまして、歳入総額241億4,150万3,000円、歳出総額239億8,800万9,000円、歳入歳出差引額1億5,349万3,000円、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 これより質疑・意見を求めます。高津委員。

○高津みどり委員 それでは、歳入のところ、14ページ、15ページになりますが、国保税なんですけれども、収納率が前年度より減っています。この減っている要因について、

教えてください。また、収納率は減っているんですけども税収が増えているというところで、その理由について教えていただければと思います。

2点目です。22ページ、23ページの運営協議会費です。予算からすると、報酬の支払いが見込額を下回ったとあるんですが、詳細について教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○小暮淳史納税課長補佐 それでは、国民健康保険税に関する御質問にお答えいたします。まず、国民健康保険税の収納率でございますが、委員御指摘のとおり、令和5年度比で減少しているところでございますが、こちらも委員がおっしゃっていたとおり、一方で歳入額、収入額につきましては増加しているところがございます。

減少した理由というところですが、これとって大きな特徴的な要因というところはないところがございますが、従来どおり、現年度課税分の収入の徴収の強化、また、滞納繰越分の徴収強化と圧縮に努めた結果で、こちらの数字になっているところがございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国保税収の増加の原因ですが、令和6年度については、保険税率の改定を行っているのと限度額の引上げを行っていることによるものでございます。

続きまして、国民健康保険運営協議会の執行残の理由ですが、予算時は、運営協議会を6回開催する予定で予算を組んでおりました。実際に開催した回数が4回になりました。開催回数が減った要因としましては、令和5年度は税率改定を翌年度に控えていたものですから、審議回数が多かったのですが、令和6年度は、翌年度に特段、税率改定というのは予定しておりませんでしたので、開催回数が減ったものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 了解しました。結構です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんでしょうか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。何点かお聞きいたします。

一つは、先ほど質疑の中でも答弁がありました、国民健康保険税の改定についてなんですが、改定による、国保税の歳入へどういった影響があったかということと、この点の評価を改めてお聞きします。また、今後の国保税の改定の計画についても教えてください。

2件目で、滞納した方への対応について、国保の滞納者のここ3年間ほどの推移をお聞きしたいのと、監査の報告書のほうだったと思うんですけど、不納欠損額のうち、生活困窮等によるもので不納欠損になった件数が、たしか減っていたと思うんですが、その理由を教えてください。

また、滞納した方についての対応は今回、紙の保険証を廃止ということになった年ですが、それでどういった形の変化があったところを改めて教えてください。

三つ目として、東京都に納める事業費納付金については、ここ3年間でどういった変化があったかという点をお聞きします。

最後に、歳入の国庫支出金のシステム16ページ、17ページの社会保障・税番号制度システム整備費等補助金について、これは保険証とマイナンバーカードの対応のためということで理解していると思うんですが、どういった業務に充当されているかという点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国保税率の引上げの影響でございますが、令和6年度当初

課税時点の数値を基に、お答えいたします。

調定額としましては、所得割率引上げの影響額が約1億7,000万円、限度額引上げの影響額が約700万円とそれぞれ見込んでおります。現年度分の収納率が94.6%でしたので、約1億6,900万円の税収増と考えております。

続きまして、税率改定の評価でございますが、所得割率については引上げを行っておりますが、均等割額については据置きとしておりますから、低所得者にも配慮した中で、税率の引上げを行ったものと評価しております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 それでは、今後の保険税率の見直し等の見通しについて、お答えします。

本市運営協議会の答申に基づきまして、今年度は、来年度の保険税率改定に向けた検討をする年度に当たっております。

加えて、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が施行されますので、国民健康保険税におきましても、支援納付金の徴収が開始されることを踏まえ、今後の保険税率等の見直しにつきましては、東京都において今、取り組まれております、将来的な統一に向けた方向性なども考慮しながら、また、医療費適正化への取組と併せて、制度の安定的な運営を目指して、計画的に国保財政の健全化に資するよう、推進について検討してまいります。

以上です。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○小暮淳史納税課長補佐 続きまして、2件目の滞納者数に関する御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の滞納者数の過去3年間の推移について、各年度の実人数でお答えをさせていただきます。令和4年度、5,680人、令和5年度、5,225人、令和6年度、5,080人。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○青木葉一幸納税課長 生活困窮者の減少に伴う理由でございますが、令和2年度以降のコロナ禍において、滞納者の収入等の減少がコロナの影響による一過性のものか、継続的なものか、判断が非常に難しく、不納欠損の判断に至らない事案が一定数ございました。

その事案を令和5年度に精査、再調査をした結果、徴収が見込めない事案の整理を令和5年度に行いました。令和6年度にはそれが完了していることから、令和5年度より減となったものと捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 続きまして、事業費納付金の過去3年の推移について、お答えさせていただきます。

事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分がありますので、合計金額でお答えさせていただきます。令和6年度、83億3,171万9,306円、令和5年度、83億8,259万3,382円、令和4年度、78億7,498万7,799円でございます。

最後に、社会保障・税番号システム整備費等補助金の充当先について、お答えいたします。

3点ございまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うリーフレット作成費、次に、マイナ保険証の利用促進の案内と個人番号下4桁の確認のため、全国保加入世帯に対して郵送した、資格情報のお知らせの郵送料、最後に、マイナ保険証利用に係るシステム改修を行ったものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○小暮淳史納税課長補佐 順番が前後いたしまして申し訳ございません。

2件目の滞納者に関する御質問のうち、紙の保険証、いわゆる短期証がなくなったことによる影響についてというところでございますが、期間を半年間に区切る短期証というものは現状、なくなったところでございますが、これによる大きな影響というものはないものと捉えております。

従来どおり、滞納している方に対しましては督促、催告等により接触を図りまして、納税相談などにつなげているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございます。国民健康保険税については、全体で1億6,900万円の税収増を見込んでいるということで、分かりました。

令和6年のいわゆる暮らし向きといいますか、生活についてはやっぱり物価高騰の影響を、低所得者世帯はもちろん、様々な世帯で受けているという中での改定であったということで、共産党としても改定に対しては、たしか昨年、委員会で反対意見を申し上げましたが、令和6年については、被保険者の暮らし向きについてという点では、生活実感についてはどのような形で市としては見ているかという点を、まず教えてください。

特に国保の加入者は一般的にも、協会けんぽ等の加入者と比べても生活が厳しい方が多いとされる中での暮らし向きについて、お聞きしたい。お答えください。

また、東京都の事業費納付金については、この間、令和6年度等は増えてきたんですが、令和7年で、たしか算定の基準が変わっての減額ということが、一定、算定の基準が低めに見直された、これまでも多かったということも聞いているんですが、そうした影響は、保険料の引下げという形に還元することはできないかという点を、前も求めていたんですけど、そうしたことが協議会等で議論されているのかという点をお聞かせください。

また、滞納者についての数は、状況は分かりました。だんだん減ってきている、減少にあるということを確認できました。コロナの影響、そういう特殊な事情もあって、令和5年度の不納欠損が比較的多かったということだと理解をいたしました。

2件目で、短期証がなくなった下で、例えば滞納が続いてしまった場合で、窓口にかかるときに一旦、10割負担を求められるというケースがあるかと思えますけど、そうした状況になっている方が府中市でどのぐらいおられるのかという点が一つと、10割負担になってしまっている方について、どうしても医療が必要な状況等を自治体のほうで判断することで、3割負担という形での対応ができるという、たしか答弁書が8月15日に閣議決定されたと思うんですけど、そうしたことを把握されているかという点をお聞きします。

最後に、社会保障と税番号システムについては、事業内容は分かりました。資格確認書の送付について、2回目にお聞きしたいんですけど、今年度にまたがって、今年度でたしかこれまでの保険証の有効期限が切れることになるんですけど、3月までは健康保険証を病院窓口で使えますという通知が国からあったと思うんですけど、そういったことを周知されているのかという点が一つと、要配慮者に対しての資格確認書の交付の代理申請を、たしか前回の一般質問で、配慮が必要な方の多い高齢者施設とか福祉の施設等に資格確認書を交付するための手続を行政からも促していくことが、厚労省から方針で出されていたということを紹介したんですけど、これは実際にどういった形のことを行われているかという点をお聞きしたいと思います。

あと、国から充当されている補助金については、基本的には10分の10、補助が国から出ているという理解でよろしいのかという点を、最後にお聞きします。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 順次お答えいたします。

まず、被保険者の生活の暮らし向きというところでございますが、もちろん低所得者については、日々厳しい中で生活をしているというのは実感していますが、収納が難しいければ分納相談をするなど、丁寧に対応しているところでございます。

全体としましては、令和6年度と令和5年度で当初課税時点の金額を比較しますと、1人当たりの総所得金額については、約20万円ほど増えている状況でして、所得自体は、全体としては増加傾向にあるものと捉えております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 続きまして、事業費納付金の推移に係る2回目の御質問にお答えいたします。

引下げに伴って保険料への還元云々というお話は、東京都との例えば課長会等の協議の中でも議題になるような、今、そういうお話になっていますけれども、引き続き、事業費納付金の納め過ぎにつきましては、当然ながら、保険料、保険税のほうに還元するように求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 続きまして、短期証、資格者証についてなんですが、まず短期証については、現状は発行していない状況なんですが、資格者証については、令和6年度末時点で、51世帯に交付している実績がございます。

医療にどうしてもかかりたいときにかかれないような状況というところがございますが、現状は、生活に重大な支障を及ぼす程度のものであるとか、あとは入院している場合とかについては、資格者証の解除を行うなど、個別の状況に応じた対応をしているところでございます。

続きまして、厚生労働省のほうから、3月末まで10割負担をさせない対応でございますが、府中市医師会、薬剤師会、歯科医師会のほうに国の通達を周知しまして、誰もがよいように、確実にかかれるような状況になれるよう、御協力いただくように周知をしたところでございます。

続きまして、要配慮者への対応でございますが、こちらは庁内の関係部署のほうにも国からの事務連絡を周知しまして、資格確認書が必要だという方に対しては丁寧に保険年金課窓口案内していただくように、周知をしているところでございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 答弁が前後して申し訳ありません。滞納対策に関する2回目の御質問の中の、例えば資格証交付者に係る国の方針、通知というものが閣議決定ですか、申し訳ありません、こちらで把握できておりません。

以上です。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国庫補助金の財源についてなんですが、10分の10、国からの補助で対応しているものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 多岐にわたる答弁をありがとうございました。

保険料については、全体として被保険者の中で、収入が増えているというのはあるかと思うんですが、今の経済状況で、暮らし状況で言いますと、それ以上に支出が増えていくという中にもございますので、税率という点については、引上げを避ける方向での努力、検討していただきたいと思っております。

東京都への納付金についても、これまで納め過ぎていたという状況はありますので、検討していただきたいと思っております。

それと、滞納された方への対応については分かりました。実際に医療が必要な方には丁寧な対応もされているということも確認できました。

また、マイナンバーカードに切替えに関わっては、関係機関に通知等を出されているということ、連絡を取られているということは分かりました。本当は以前も、申入れも行ったので、質問でも取り上げたんですけど、資格確認書については基本的に、例えば渋谷区のような、全員に配るような形が一番スムーズに行くのではないかとというように我々も思っておりますので、そうした検討もお願いしたいと思います。

全体について、後ほど意見を述べたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんでしょうか。山本委員。

○山本真実委員 2点ほど、お伺いします。

28ページの保険給付費、結核・精神医療給付金ですけれども、これは前回伺ったときは、結核のほうはゼロだとお伺いしたんですけど、精神医療給付金のほうに出産一時金から幾らか、少額ですけど流用されているということで、増えているんだろうなどの予想はつくんですけども、ここ最近の推移と傾向と今後の見通しみたいなものが立っていれば、教えてください。

あと、その下の傷病手当金ですけれども、新型コロナウイルス感染症に感染したという方への給付金で、額は少ないですけど、1件分ということですが、今までの推移と今後の、また見通し、これをいつまで続けるのかということをお教えください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 1点目の結核・精神医療給付金のことについてお答えいたします。支給件数についてですが、過去3年分でお答えいたします。令和6年度、2万2,075件、令和5年度、2万2,127件、令和4年度、2万1,174件でございます。

こちらの金額が増えている理由でございますが、市民税非課税世帯の方に対してが対象になっておりまして、収入が80万円以下か80万円を超えるかで、それぞれ限度額というのが異なってきまして、今回、収入80万円を超える方が対象として前年度よりも多かったことから、支給額が増えているものでございます。

今後の見通しについてですが、こちらについては、大幅に今後も増えていくとか減っていくといったところはないんですが、それぞれの所得状況とか、非課税世帯の中でも収入要件によって限度額は変わってきますので、その中で若干、前後するものなのかと考えております。

続きまして、傷病手当金の推移について、お答えいたします。令和6年度が1件、令和5年度が7件、令和4年度が94件になっております。

今回、傷病手当金の対象者についてなんですけど、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した人を対象としていた事業ですので、今後発生するという事は予定しておりません。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 御説明をありがとうございました。

できたら、私個人的な考えなんですけれども、出産育児一時金とかそちらのほうの額を増やしていただきたいという思いがあるので、精神医療給付金も、必要な方にはしっかり届けてほしいんですけども、何というんですか、そういったところをもうちょっと工夫というか、出産のほうが増えるような施策が何か、考えていってほしいなと、全体的な思いです。ありがとうございました。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。2点、質問をいたします。

現年課税分の収入未済額と令和5年度の収入未済額の金額について、教えてください。

もう一つなんですけど、先ほども出ましたが、マイナンバーカードと保険証の一体化で、令和6年度12月に紙の保険証発行が廃止となっておりますけれども、マイナンバーカード

と保険証のひもづけの解除の件数を令和6年、あと、今年度に入って、今までの現状について教えてください。

以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○小暮淳史納税課長補佐 それでは初めに、収入未済額に関する御質問にお答えをさせていただきます。現年課税分の収入未済額ということでお答えさせていただきます。

まず、令和6年度が2億4,010万2,465円、令和5年度が2億1,734万7,437円という状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 マイナ保険証の解除件数でございますが、令和6年度につきましては、11月から解除を受け付けておりまして、件数としては128名、解除しております。令和7年度につきましては、8月末時点で155名、解除をしている状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。まず、現年度の課税分の収入未済額と令和5年度の確認をさせていただきました。令和6年度のほうが、収入未済額が約2,000万円強、増加しているということが分かりました。

それと、マイナンバーカードの件なんですけれども、解除の件数というのはかなりあるなというのを今、確認させていただきました。それで、マイナンバーカードとマイナ保険証のことなんですけれども、資格確認書、それから、資格情報のお知らせ発行をしましたけれども、この発行で市民からの問合せなど、状況について教えてください。

以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 7月に資格確認書及び資格情報のお知らせを行ったことによる市民の反応でございますが、特段大きな混乱とかそういったものは起きていないものと認識しております。

ただ、マイナ保険証をひもづけしている人についても、ひもづけしたことを忘れてしまって、何で資格確認書が来ないんですかとか、そういった細かな確認等はあるんですが、基本的にはマイナ保険証か、資格確認書か、それぞれ御本人の意思で選べるような制度になっていますので、丁寧に案内、周知して対応しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。特段混乱はなかったということですが、ちょっと分かりづらい資格確認証とか資格情報のお知らせということに対して、どうしたことなのかとか、自分自身がマイナ保険証となっているのかどうかもなかなか分かりづらいとか、そういったことは多々あったのかと感じました。

質問は以上なんですけど、意見を述べさせていただきます。

生活者ネットワークは、令和6年度の国保の会計について、予算の段階で反対をいたしました。それは、止まらない物価高騰の中で、生活をさらに厳しい状況にする保険税の所得割率、それを引き上げる提案があったからです。令和6年度における、先ほど確認しました、収入未済額が増加しているという状況です。これは国保の加入者の生活状況の厳しさを表していると私は思っております。国保財政の健全化が課題であることは承知してはいますが、市民生活の実態を考えれば、令和6年度の保険税の引上げをするべきではなかったと思っております。

また、令和6年度は、国民皆保険制度の中で、保険証の在り方が大きく変更になった年度でした。マイナ保険証への不信感が市民の中にあるということは、先ほど御答弁に

もありました、解除の件数の状況でも明らかだと感じております。国が進める施策であるとはいえ、自治体として、市民の医療へのアクセスに十分配慮した取組が求められると思います。

生活者ネットワークは、令和6年度の国保の特別会計の決算の認定には反対をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 では、意見を述べさせていただきます。

令和6年度の国民健康保険会計については、保険料の改定が行われた年であったということでもあります。円安による物価高騰の出口がなかなか見えないという中で、実質賃金が低下しているという中で保険料引上げについては、日本共産党府中市議団も、予算の段階で反対をしてまいりました。

とはいえ、保険料の値上げに至った背景としては、国民健康保険そのものに構造的な問題があるということは、これはまた事実だと思いますし、実際、全国知事会や全国市長会は、国に対して1兆円の国保会計への支援を求めているということでもあります。

一般的に国保加入者は、協会けんぽと比べても所得が低く、負担が重いという構造については、国の責任で改めなければいけないところがございますが、やはり物価高騰が続く中で市民負担が増えたという点については、これは問題があるものと考えますので、予算に続いて、決算の認定についても反対をしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第72号議案は認定すべきものと決定いたしました。

3 第73号議案 令和6年度府中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○渡辺しょう委員長 付議事件3、第73号議案 令和6年度府中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第73号議案 令和6年度府中市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのもの表記しております。

44、45ページをお願いいたします。初めに歳入でございますが、歳入歳出決算事項別明細書の備考欄を中心に順次御説明いたします。款の5、項の5後期高齢者医療保険料は、還付未済額を除いた収入率は98.6%。目の5特別徴収保険料は年金から天引きされる保険料で、備考欄1は140,949件、還付未済額を除いた収入率は100%。目の10普通徴収保険料は口座振替及び金融機関の窓口等で納付される保険料で、節の5現年度分、備考欄1は78,049件、還付未済額を除いた収入率は98.8%。節の10滞納繰越分、備考欄1は1,103、還付未済額を除いた収入率は37.7%で不納欠損は420件。保険料の特別徴収及び普通徴収を合わせた現年度分の収入率は99.4%で、被保険者数は年間平均32,672人で

ございます。保険料の収入総額は歳入総額全体の51.8%、前年度比0.4ポイントの増、収入済額では前年度比8.6%の増でございます。款の10使用料及び手数料、項の10手数料、目の5証明書手数料、備考欄1は18件。款の15繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の5療養給付費繰入金、備考欄1は自己負担割合が1割、2割負担者の医療給付費に対するもの市の負担率12分の1。節の10保険基盤安定繰入金、備考欄1は保険料均等割軽減に伴うもので、都の負担率4分の3、市の負担率4分の1。節の15事務費繰入金、備考欄1は広域連合の事務経費に対するもので、人口割及び高齢者割を按分して算定したもので。節の20保険料軽減措置繰入金、備考欄1は保険料所得割額軽減分、保険料未収金補填分、葬祭費及び審査支払手数料。節の25その他一般会計繰入金、備考欄1は職員8名分人件費、健康診査の経費、葬祭費の経費及び本市の事務経費。46、47ページに移りまして、款の20繰越金、項の5、目の5繰越金、備考欄1は前年度からの繰越金。款の25諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5延滞金、備考欄1は96件分。目の10過料は執行がありませんでした。項の10償還金及び還付加算金、目の5保険料還付金、備考欄1は広域連合から補填されるもので、57件分。目の10還付加算金、備考欄1はこちらも広域連合から補填されるもので、7件分。項の15、目の5市預金利子、備考欄1は当該特別会計歳計現金に係る普通預金利子。項の20、目の5受託事業収入、節の5健康診査等費受託事業収入、備考欄1は広域連合からのもので、1万9,559人分。2は、こちらも広域連合からのもので、委託料、手数料等の事務費等に対するもの。節の10葬祭費受託事業収入、備考欄1はこちらも広域連合からのもので、年間支給見込件数に基づき算出されるもので、1,627人分。48、49ページに移りまして、項の25雑入、目の5滞納処分費は執行がありませんでした。目の10雑入、備考欄1はマイナンバーカードと健康保険証一体化に伴う事務経費及び健康診査の受診率やジェネリック医薬品使用率等に応じて配分される交付金、2は消費税申告による還付金、3は過年度負担金等の精算分。

以上、歳入合計は予算現額67億8,284万2,000円、調定額68億4,046万、収入済額67億9,935万2,000円、調定額に対する収入率は99.4%。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、50、51ページをお願いいたします。款の5、項の5総務費、目の5一般管理費、備考欄1は職員8名分、2は基幹システムの使用料、3は消費税申告による納付金、4は時間額制会計年度任用職員報酬、消耗品及び郵便料等の事務費。項の10、目の5徴収費、備考欄1は納付書印刷費及び郵便料等の事務費。目の10滞納処分費は執行がありませんでした。52、53ページに移りまして、款の7保険給付費、項の5、目の5葬祭費、備考欄1は葬祭費支給に係る印刷製本費及び郵便料、2の1は葬祭費1,762人分。款の10、項の5、目の5後期高齢者医療広域連合納付金は市の負担分で、備考欄1の1は自己負担割合が1割、2割負担者の医療給付費に対するもの、市の負担率12分の1、2は本市で徴収した保険料、延滞金及び還付未済時効分、3は保険料均等割軽減分都の負担率4分の3、市の負担率4分の1、4は人口割・高齢者割で按分したもの、5は保険料所得割額軽減分、保険料未収金補填分、葬祭費及び審査支払手数料。款の15保健事業費、項の5健康保持増進事業費、目の5健康診査等費、備考欄1は1万9,559人分の健康診査実施に係る委託料、受診券等の印刷、郵便料等の事務費、2は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る委託料、印刷製本費、手数料等の事務費。54、55ページに移りまして、款の20諸支出金、項の5、目の5償還金及び還付加算金、この不用額の主な理由は見込んでいた金額を下回ったことによるもの。備考欄1は過誤納還付金556件分、2は還付加算金7件分、項の10繰出金、目の5他会計繰出金、備考欄1は広域連合への前年度の葬祭費負担金の精算分等を一般会計に繰り出すもの。款の25、項の5、目の5予備費は執行がありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額67億8,284万2,000円、支出済額67億6,750万5,000円でございます。

次に56ページ、実質収支に関する調書に移りまして、歳入総額67億9,935万2,000円、歳出総額67億6,750万5,000円、歳入歳出差引額3,184万7,000円、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 渡辺しょう委員長 これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。
- からさわ地平委員 よろしくお願ひします。令和6年度の後期高齢者医療特別会計の歳入に当たりまして、後期高齢者医療についても令和6年で保険料の改定があったと思ひます。その改定について、どういふ改定が行われたかという点と令和6年の改定に対して、税収への影響と評価についてお聞きしたいと思ひます。
また、75歳以上の方々の暮らし向きの根幹になっている年金額については、物価に伴ってどのような変化をしてきたかという点、市としての認識をお聞きしたいと思ひます。
2件目で、国保会計の不納欠損が、たしか前年度と比べて増えているということが報告書にあったんですが、詳細について教えてください。
また、歳出の紙の48ページの保健事業費のところの健康検査、健診について、直近3年間の受診率をお聞きしたいのと、受診率を上げていくための課題について、お聞きしたいと思ひます。

以上、お願ひいたします。

- 渡辺しょう委員長 答弁をお願ひいたします。
- 黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。
まず、1点目の保険料率改定の内容についてお答えいたします。令和5年度までの保険料率については、所得割が9.49%、均等割が4万6,400円、限度額が66万円と設定しておりましたが、令和6年度からは、所得割が9.67%、均等割が4万7,300円、限度額については80万円、ただし、令和6年度は激変緩和措置というのが設けられておまして、賦課の基となる所得金額が58万円以下の場合には、所得割率を8.78%に設定し、また、令和6年度以前から75歳後期高齢医療に加入した方については、限度額を73万円と設定しているものでございます。
保険料率引上げの影響についてですが、令和6年度当初賦課保険料時点でお答えさせていただきます。1人当たりの賦課額でお答えさせていただきます。令和6年度と令和5年度で比較しますと、1人当たり4,905円、引上げをしているものでございます。
すいません、先に不納欠損の状況についてお答えさせていただきます。不納欠損につきましては、昨年度よりも金額、件数ともに増えておまして、こちらの要因としましては、被保険者数が増えているというところと、保険料率を年々改定してきておますので、1人当たりの保険料額が増えていることから、滞納、不納欠損につながる保険料というのも増えていると認識しておます。
続きまして、保健事業についてお答えいたします。健診の過去3年の受診率でございますが、令和6年度が61.79%、令和5年度が61.66%、令和4年度が61.27%となっております。
健診の課題についてですが、26市中では、健診の受診率は2番目に高い数字となっておりますが、コロナ前と比較すると、まだそこまで戻っていない状況もありますので、受診率の引上げについてはもう少し周知を、現在、受診勧奨動画を作成したりとか、あとは、75歳に到達された方に対しては受診勧奨はがきなどを個別に送っておりますので、そういったもので丁寧な周知をして、受診率を上げていく必要があると考えておます。
- 渡辺しょう委員長 お願ひいたします。
- 平井雅士保険年金課長 答弁が前後して申し訳ありません。1点目の税率改定、料率改定に係る3点目の御質問の、高齢者の方の暮らし向きというところでの年金額の変化等に関する認識をということなんですけれども、こちらで年金額の変化については詳細を把握しておます。

ただ、例えば今回の料率改定に沿った年金金額の増加というものも見られないと考えております。

詳細のほうは、申し訳ありません、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございました。保険料の改定について、分かりました。

2回目の質問でお聞きしたいんですが、激変緩和措置がたしか令和6年度は取られたということなんですが、これに該当する方は何人ぐらいで、全体の保険者の中の割合とかそうしたことが、把握されていたら教えていただきたいと思います。

特に年金については、物価や様々なものの値上がりに応じて上がる形になっていないというところは、国の年金制度のほうの大きな問題点であるんですが、そうしたことは高齢者の影響には、大きく影響が出るだろうということで認識されていると理解をいたしました。

不納欠損が増えた理由についてのところでも、保険料そのものが上がって納付ができない事例というのが、これは結構問題があると率直に思ったわけなんですけど、経済的に納付について難しい方に、これまでも相談等をされていると思いますが、そうした傾向というか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、3件目の保健事業について、直近の数字を確認できました。コロナ前に戻らないというのは、これはなかなか厳しいところで、心情を考えると大変なところかなと思っておりますが、後期高齢の健診については、かかりつけの病院で、定期的に行かれているときに、定期的には検査をしているから健診はいいのかなというお話も実際に聞いたりするんですけど、そうした方に対しては、市としてはどういうふうにアプローチしていくと考えているかという点をお聞かせください。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 1件目の激変緩和措置の影響の対象者でございますが、まず、賦課の基となる所得金額が58万円以下の場合の方ですと、3,173名が激変緩和措置の対象となっております。割合としては9.7%となっております。

次に、限度額の73万円までの激変緩和措置の適用の方ですが、661名、割合としては2%となっております。

続きまして、納付相談の状況でございますが、窓口対応では、丁寧に個人個人の話聞きながら対応しているところでございますが、どうしても払えないという方もいらっしゃいますので、分納誓約を結んで、計画的に解消できる方法がないかとか、そういったところを丁寧に案内しているところでございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 それでは、最後の健康診査に係る2回目の御質問ですけれども、かかりつけ医の方からの勧奨といった部分は当然あると思っております、その方々に関しまして特段、市から何かアプローチというものを特別にやっていることはございませんで、一般的に、皆さん健康診査を受けましょうといった形で、広く周知しているところです。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございました。激変緩和措置の対象の人数、傾向、割合について確認できました。また、納付相談について丁寧に対応されているということですが、やっぱりそういう方が増えているというように答弁からも理解をいたしました。

また、保健事業については、かかりつけ医の方の診断がある上でも、健康診断、これ

は重要なものだというのを伝えるのか、あるいは、定期的な病院での健診等、そうしたことに対して一定支援してほしいというお声も伺っておりまして、どういう形で、高齢者の健康の状態をちゃんと把握していくということは、これまでも高齢者の皆さんはそれぞれやられているところはあると思うんですけど、そういう方々を支援していく、そういった動きを支援していくということは、市としても大事だと思ひまして、今後も健診について、引き続き、周知等を強めていただきたいと思います。

全体について、後で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。山本委員。

○山本真実委員 お願いします。52ページの歳出で、保険給付費の7の5、葬祭費についてお伺いします。

1,762人分ということでしたが、近年の傾向と来年度以降どういうふうに見込んでいるのか、最近、葬祭費が都内で上がっているといったうわさをよく聞くようになりましたので、そういった影響を本市も受けるかどうかというところを、ちょっと考えがあるのか、影響を受けないことを願っているんですけども、そちらを一つ。

あと、保健事業費、その下の15の5、健康保持増進事業費というのをもうちょっとかけてもいいんじゃないかと思うんですけども、この辺の考え方についてお願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 1点目の葬祭費の支給状況についてですが、件数自体は、やはり被保険者数が増えていることから、毎年増えてきている状況でございます。

傾向、見通しですが、現在、団塊の世代の方が後期高齢医療に加入してきているという状況で、被保険者数も伸び率が上がってきていますので、被保険者が伸びるだけ、葬祭の支給件数というの伸びが予想されております。

単価が上がっている自治体との影響でございますが、26市ではほとんど5万円の支給額となっていて、特段、その影響というので感じているところは特にございません。

続きまして、保健事業についてですが、費用については、健康診査については被保険者数の数に応じて医師会への委託料を払っているところがございまして、今後、被保険者数が増えれば費用のほうも伸びるところがございまして。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 健康保持事業につきましては、令和5年度から、こちらに記載がありますけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業等を実施しておりまして、今後も、効果的な事業があれば、いろいろ積極的に考えてみたいと思っております。以上です。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。

○山本真実委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。高津委員。

○高津みどり委員 では、2点お願いいたします。

今、お話がありましたように、被保険者の数が増えているということでしたが、数の推移について教えてください。

2点目です。46ページ、47ページの諸収入の延滞金です。この延滞金については、予算よりもかなり収入が増えていますが、多分、御努力があったのかなと思うんですが、その理由について教えてください。

以上2点、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 被保険者数の推移についてお答えいたします。被保険者数は年間平均ですと、過去3年でお答えさせていただきます。令和6年度、3万2,672人、令和5年度、3万1,559人、令和4年度、3万370人でございます。

続きまして、延滞金についてですが、まず、延滞金の収納件数自体は減っているんで

すが、金額のほうが増えている状況でございまして、後期高齢者医療保険料自体が上がってきているというところで、相対的に延滞金もつきやすくなっているという状況がございまして。そうした中で、収納を行って、金額が結果的に増えているものでございまして。以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 分かりました。被保険者数は本当に増えて、これはかなり急激に増える感じになるのでしょうか。2回目、お願いします。

徐々に増えているなという感じはあるんですけど、先ほどおっしゃったように、団塊の世代の方たちが増えてということで、今後の見通しというところについて教えてください。

2点目の延滞金については、分かりました。1人当たりの延滞金が増えているからその分で、人数的には増えないんだけど、延滞料としては増えるということですね。

収納についてというところでは、どのように行っているのか、特別徴収でいくと多分、年金からの、取れるというところだと思うんですが、普通徴収の方になるのかなと思うんですけども、その辺りの徴収の仕方というところについて、何かありましたら教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 まず、1点目の被保険者数の見通しでございまして、現状、団塊の世代の方が後期高齢医療に加入してきていまして、令和7年度までが伸びのピークかと把握しております。

今後の見通しですが、東京都の後期高齢者医療広域連合の数字でいきますと、令和7年度前後が被保険者数のピークと想定しておりまして、令和12年度については、若干減少していくというような見通しを持っております。なので、府中市についても、基本的には同じような傾向になると認識しております。

続きまして、延滞金についてですが、延滞金が発生した方については、金融機関の窓口のほうで納める中で、延滞金が発生していれば保険料と一緒に納めていただく。仮に保険料のみを納めた場合については、改めて収納を確認でき次第、御本人のほうに延滞金のみを保険証をお送りして、個別に納付いただいているものでございまして。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 分かりました。後期高齢者は令和12年には減っていくというところの確認できました。今が一番大変なときかなと思っております。

あと、延滞金についても分かりました。払えなくてというところであると、また丁寧に対応していただいているのかなと思うんですが、相談に乗っていただいているというところでやっていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 ただいま被保険者数のお話が出たんですけども、後期高齢者の人数はずっと増えていますが、加入率というか一応、100%ということでもよろしいのでしょうか。もし違っていたら教えてください。

あと、外国人とかも入っているのでしょうか。どのぐらいいらっしゃるかというのが分かれば教えてください。増えているか、減っているかということを含めて教えてください。

歳入の関係で、44、45ページ辺りの徴収の関係で、特別徴収と普通徴収については今、どのぐらい、何対何ぐらいで、それは過去に比べて変わっているのか、変わっていないかどうかということで教えてください。

あわせて、同じページにある一般会計繰入金なんですけれども、前から、ちょっと多いなと思っているんですけども、30億円ぐらいの一般会計からの繰入金になって、全

体予算の5割までは行かないかもしれない、45%位ぐらいの一般会計繰入金になっているんですけども、ちょっと多過ぎるのではないかという印象も受けるんですけども、その辺の見解を教えてくださいなと思います。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

後期高齢医療の加入の状況ですが、基本的には、75歳以上の方は皆さん加入いただくのですが、生活保護を受給している方に関しては、後期高齢医療には加入しない状況でございます。

続きまして、外国人の状況でございますが、令和7年6月末時点で、外国人は90名いらっしゃいまして、大きく人数が増えているとかそういった傾向は特段、見られておりません。

続きまして、特別徴収と普通徴収の割合でございますが、令和6年度当初賦課時点の数字でお答えさせていただきます。特別徴収の割合は70.7%、普通徴収の割合が29.3%でございます。

傾向としましては、年々後期高齢医療の保険料率が引上げをされているところもありまして、年金からの特別徴収をされる方というのが、要件がございまして、要件にはまらなくなって、普通徴収のほうが若干、傾向としては増えてきている状況でございます。

続きまして、最後に繰入れの状況でございますが、先ほどから申しますように、被保険者の数が増えていまして、その分、医療費、療養給付費という形で、後期高齢医療広域連合のほうに納付しなければならない金額が年々増えてきている状況です。

被保険者の数だけではなく、1人当たりの医療費というのも年々増加傾向であることから、一般会計からの繰入れというのは年々増加してきてしまっていて、そこはやむを得ない状況かと認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 最初の件は分かりましたが、外国人が90名ということですけども、特に外国人が滞納するとかそういうことはないと思っております。そこを、もし分かれば教えてくださいな。

あと、普通徴収と特別徴収で、普通徴収が増えている、特別徴収にすればほぼ納めてもらえるということなので、どちらかというところ、特別徴収を増やしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方と、増やす、今、要件がという説明があったんですけども、要件に満たない方が増えていると、そこをもう一回、教えてくださいな。

特別徴収を増やす努力というのか、したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、何かそういう方法はないのかどうか、70%というのはほぼどこの市も同じような状況なのか、その辺も含めて教えてくださいなと思います。

あと、一般会計の繰入金については、分からないでもないんですけども、これからはますます増えていくのではないかということなんですかね。この比率というのは大体、後期高齢加入している他の自治体も、このぐらいの比率で一般会計から繰入れをしちやっているという状況なのかどうか、分かる範囲で教えてくださいなと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

1点目の外国人の滞納者についてですが、現状としては、数も増えていないですし、保険料を外国人の滞納が増えているというところは特段、認識していない状況でございます。

続きまして、普通徴収と特別徴収の割合のところでございますが、特別徴収をするに

は要件がございまして、2分の1判定というのがございまして、年金から特別徴収できる保険料が、まず介護保険料を天引きして、その後に後期高齢医療保険料を天引きするのですが、天引きする保険料から、半分以上を保険料で占めてしまうと、年金からの特別徴収はしないような運用になっておりますので、そういったところから特別徴収の人数が減ってきていると認識しております。

2分の1判定という要件は他市も同じですので、傾向としてはどこの市でも同じような状況が起きているのかなと認識しております。

最後に、一般会計からの繰入れの状況でございますが、こちらも、後期高齢者医療広域連合、都内同じ条件でやっておりますので、繰入れの割合というのは、傾向としては同じ状況になっているものと認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 状況は分かりました。特別徴収は、できる人は全てしているという理解なんですか。そこを最後にちょっと確認させて、これ以上、特別徴収を増やせないよということなのかどうか、そこだけ確認させていただいて、あと機会があれば、一般会計の繰入金については、他市との比較というか、比率で、府中市は多分、約45%ぐらいかなと思うので、ほかの市もそんな状況なのかどうか、どこかの機会で改めて教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

1件だけ。あと、決算については認定に賛成をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、お答えします。特別徴収につきましては、後期高齢医療は原則、特別徴収で保険料を引くことになっておりますので、基本的には、特別徴収で保険料を引くというような制度設計になっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 決算に対しての日本共産党としての意見を述べさせていただきます。

令和6年度は、後期高齢者の生活にとって要になっている年金給付額が上昇しないということ、物価に見合った上昇が望めず厳しい状況が続いているという年であったと認識しております。

その中で、広域連合のほうで保険料を上げるということは、大変大きな負担になりつつあるということ、これまでの質疑でも確認できました。激変緩和措置についても、全体の対象の中での1割少しということなので、やはり影響が出ている下での予算だったと思います。こうした高齢者の厳しい状況については、実際に市に寄せられている声について、広域連合に対しても厳しく意見を上げていただきたいと思います。

後期高齢者の医療制度についても、国保と同じように、被保険者に負担増がどんどん迫られていくような構造的な問題があるものであるというように、私としては捉えております。これは根本的には、社会保険料に介護保障についての国庫負担を増やすということを、市としても国に求めていただきたいと思います。

こうした点を踏まえまして、今回、高齢者への負担が増える形になった令和6年度の決算については、認定に、共産党としては、予算と同じように反対したいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第73号議案は認定すべきものと決定いたしました。

4 第74号議案 令和6年度府中市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○渡辺しょう委員長 付議事件4、第74号議案 令和6年度府中市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 第74号議案 令和6年度府中市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元の令和6年度府中市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき、御説明いたします。なお、ページ数につきましては、全てシステムのもの表記しております。

66、67ページをお願いします。初めに歳入でございますが、歳入歳出決算事項別明細書の説明欄を中心に順次御説明いたします。款の5保険料、項の5介護保険料、目の5第1号被保険者保険料、節の5現年度分特別徴収保険料、備考欄1は高齢基礎年金等から特別徴収した保険料。節の10現年度分普通徴収保険料、備考欄1は特別徴収以外の保険料。収入未済額は3,536万5,000円で、督促、催告、訪問徴収など収納に努めました。節の15滞納繰越分普通徴収保険料、備考欄1は主に令和3年、4年、5年度保険料滞納分。不納欠損額は2,558万3,000円で、生活困窮、死亡、転出等により徴収できず、介護保険法第200条の規定に基づき、2年を経過したことにより時効消滅となったもの。収入未済額は3,608万1,000円で、現年度分普通徴収保険料と同様に収納に努めました。款の15使用料及び手数料、項の10手数料、目の5総務手数料、節の5総務手数料、備考欄1は介護保険料納付証明書の発行に伴う手数料3件分。款の20国庫支出金、項の5国庫負担金、目の5介護給付費負担金、節の5現年度分、備考欄1は介護給付費に係る国の負担金で、負担率は給付費に対して居宅給付分が100分の20、施設等給付分が100分の15。項の10国庫補助金、目の5調整交付金、節の5現年度分、備考欄1は前期、後期高齢者の割合、所得段階の割合の全国平均との差による保険料基準額の格差を調整し交付されるものなどで、本市の場合は、給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の100分の3.91に調整率を乗じた額。目の7地域支援事業交付金、節の5現年度分、備考欄1は地域支援事業に係る国の交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業費の100分の20及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の100分の38.5。目の17保険者機能強化推進交付金、節の5保険者機能強化推進交付金、備考欄1は保険者の機能強化を目的に、市町村の自立支援・重度化防止に対する取組に対して交付されるもの。目の18介護保険保険者努力支援交付金、節の5介護保険保険者努力支援交付金、備考欄1は介護予防・健康づくり等に資する取組に対して交付されるもの。目の25災害臨時特例補助金、68、69ページに移りまして、節の25災害臨時特例補助金、備考欄1は東日本大震災により減免した分の国の補助金で、介護保険料の100分の20。款の25支払基金交付金、項の5支払基金交付金、目の5介護給付費交付金、節の5現年度分、備考欄1は第2号被保険者の保険料負担に相当するもので、給付費の100分の27。目の10地域支援事業支援交付金、節の5現年度分、備考欄1は地域支援事業に係る支払基金交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業費の100分の27。款の30都支出金、項の5都負担金、目の5介護給付費負担金、節の5現年度分、備考欄1は介護給付に係る都の負担金で、給付費の居宅給付分が100分の12.5、施設等給付分が100分の17.5。項の15都補助金、目の5地域支援事業交付金、節の5現年度分、備考欄1は地域支援事業に係る都の交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業費の100分の12.5及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の100分の19.25。目の20認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金、節の5認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金、備考欄1は府中市認知症

高齢者等探索サービス事業及び府中市認知症高齢者等おかえりサポートシール給付事業に係る東京都の補助金で、事業費の10分の10。款の35財産収入、項の5財産運用収入、目の10利子及び配当金、節の5利子及び配当金、備考欄1及び2は、記載のそれぞれの基金に係る利子収入。款の45繰入金、項の5一般会計繰入金、70、71ページに移りまして、目の5介護給付費繰入金、節の5現年度分、備考欄1は市の負担分で、給付費の100分の12.5。目の7地域支援事業繰入金、節の5現年度分、備考欄1は市の負担分で、介護予防・日常生活支援総合事業費の100分の12.5及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費の100分の19.25。目の9低所得者保険料軽減繰入金、節の5現年度分、備考欄1は第1号被保険者に係る介護保険料の軽減に対する公費負担分。節の10過年度分、備考欄1は令和5年度の不足分を過年度分として繰り入れたもの。目の10その他一般会計繰入金、節の5職員給与費等繰入金、備考欄1は職員21名分及び月額制会計年度任用職員13名分の人件費に係る経費。節の10事務費繰入金、備考欄1は事務費に係る経費。項の10基金繰入金、目の5介護給付費等準備基金繰入金、節の5介護給付費等準備基金繰入金、備考欄1は第9期介護保険事業計画での予定分及び保険給付費の不足を想定した補正分を繰り入れたもの。款の50繰越金、項の5繰越金、目の5繰越金、節の5繰越金、備考欄1は令和5年度からの繰越金。款の60諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5第1号被保険者延滞金、節の5第1号被保険者延滞金、備考欄1は保険料滞納に伴う延滞金。72、73ページに移りまして、目の10加算金、節の5加算金、収入未済額は235万3,000円で、介護報酬等返還金のうち不正利得の徴収に伴う加算金。項の10市預金利子、目の5市預金利子、節の5預金利子、備考欄1は介護保険特別会計に係る預金利子。項の20雑入、目の25第三者納付金、節の5第三者納付金は執行がありませんでした。目の30返納金、節の5返納金、備考欄1は負担限度額認定の変更や過誤請求等による介護保険給付費の返還金、収入未済額は、介護サービス事業所の不当利得による返還金等659万8,000円で、督促、催告、分割納付の相談など収納に努めました。目の35雑入、節の5雑入、備考欄1は介護予防事業参加者の利用料、延べ452人分、備考欄2は府中市社会福祉協議会委託事業において、社会保険料の返還に伴う精算返還金が生じたもの。

以上、歳入合計、予算現額206億4,632万9,000円、調定額209億3,002万4,000円、収入済額208億3,262万3,000円、調定額に対する収入率は99.5%となります。以上が、歳入の説明となります。

引き続きまして、74、75ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。款の5総務費、項の5総務管理費、目の5一般管理費、備考欄1、2は職員22名分及び月額制会計年度任用職員13名分、3は介護保険事務処理のうち資格、給付、認定等に係る基幹システムサービス利用料、4の1は福祉用具等講習会の職員研修経費、5は事務用消耗品、郵便料等の事務費。項の10徴収費、目の5賦課徴収費、備考欄1は介護保険事務処理のうち、保険料賦課に係る基幹システムサービス利用料、2の1は保険料の年金特別徴収に係る事務費、3は事務用消耗品、郵便料等の事務費。76、77ページに移りまして、項の15介護認定審査会費、目の5介護認定審査会費、備考欄1は介護認定審査会委員報酬、延べ827名分及び資料作成費。目の10認定調査等費、この目の不用額の主な理由は当初見込んでいた申請件数を実績が下回ったことによるものでございます。備考欄1は要介護認定申請者の訪問調査・主治医意見書に係る経費、2は認定調査に係る事務用消耗品、郵便料等の事務費。項の20趣旨普及費、目の5趣旨普及費、備考欄1は介護保険ガイド等各種印刷物の作成に係る経費。款の10保険給付費、項の5介護サービス等諸費、目の5介護サービス等諸費、この目は要介護と認定された被保険者が利用した介護サービス費用のうち、保険者が負担する9割分から7割分と、国保連合会に委託している審査支払に係る経費等です。78、79ページに移りまして、備考欄1の1は訪問介護や通所介護などの居宅サービスに係る経費、2は認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスに係る経費、3は特別養護老人ホームなどの施設サービスに係る経費、4は腰掛便

座などの福祉用具購入に係る経費、5は手すり取付けや段差解消などの住宅改修に係る経費、6は介護支援専門員が作成する介護サービス計画に係る経費。項の7介護予防サービス等諸費、目の5介護予防サービス等諸費、この目は要支援と認定された被保険者が利用した介護サービス費用のうち、保険者が負担する9割分から7割分と、国保連合会に委託している審査支払に係る経費等です。備考欄1の1は入浴介護や訪問看護などの居宅サービスに係る経費、2は小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスに係る経費、3は腰掛便座などの福祉用具購入に係る経費、4は手すり取付けや段差解消などの住宅改修に係る経費、5は介護支援専門員が作成する介護予防サービス計画に係る経費。項の15その他諸費、目の5審査支払手数料、備考欄1は国保連合会に委託している介護給付費の審査支払事務に係る経費。項の20高額介護サービス等費、目の5高額介護サービス等費、この目は1割から3割の介護サービス負担額が住民税の課税状況に応じて設定された利用者負担上限を超えた場合に、超えた分を利用者に支払うものです。備考欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費。項の22高額医療合算介護サービス等費、目の5高額医療合算介護サービス等費、この目は介護保険と医療保険で負担した年間利用料の合算額が高額になった場合に給付するものです。80、81ページに移りまして、備考欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費。項の25特定入所者介護サービス等費、目の5特定入所者介護サービス等費、この目は介護保険施設入所者等の食費・居住費負担について、所得に応じた負担限度額を超える部分を保険給付するものです。また、この目の不用額の主な理由は、当初見込んでいた利用件数等を実績が下回ったことによるものでございます。備考欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費。款の20地域支援事業費、項の7介護予防・生活支援サービス事業費、目の5介護予防・生活支援サービス事業費、この目は介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の実施に要した事業費です。備考欄1は高齢者生活支援員の養成研修等に係る経費、2は3か月で生活機能の改善を図る短期集中予防サービスに係る経費、3の1は要支援認定者等への訪問型サービスに係る経費、2は要支援認定者等への通所型サービスに係る経費、3は要支援認定者等へ的高額介護予防サービスに係る経費、4は要支援認定者等へ的高額医療合算介護予防サービスに係る経費。目の10介護予防ケアマネジメント事業費、この目の不用額の主な理由は、当初見込んでいた利用件数等を実績が下回ったことによるものです。備考欄1は介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する要支援者等のケアプランの作成に係る経費。項の9一般介護予防事業費、目の5一般介護予防事業費、備考欄1は介護予防事業対象者の把握に係る経費、2は介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座等に係る経費、82、83ページに移りまして、3は各種介護予防事業等への理学療法士等の派遣に係る経費。項の10包括的支援事業・任意事業費、目の5包括的支援事業・任意事業費、備考欄1は高齢者自立支援住宅改修給付事業に係る月額制会計年度任用職員1名分、2は地域包括支援センター11か所の運営業務委託に係る経費、3は生活支援コーディネーターの配置に係る経費、4は認知症あんしんガイド作成、認知症高齢者等探索サービス、認知症初期集中支援チームの運営等に係る経費、5は在宅療養相談窓口の運営、関係者の連携推進に係る経費。項の15その他諸費、目の5審査支払手数料、備考欄1は介護予防・生活支援サービス事業費の審査支払事務に係る経費。款の25基金積立金、項の5基金積立金、目の5介護給付費等準備基金費、備考欄1は保険料剰余金を将来の給付費に充てるために積立てたもの。款の30公債費の執行はございません。84、85ページに移りまして、款の40諸支出金、項の5償還金及び還付金、目の5償還金及び還付金、備考欄1は保険料の過誤納還付金、2及び3は前年度に国、東京都及び支払基金から概算交付された保険給付費及び地域支援事業費が過大となったため、精算返還したもの。項の15繰出金、目の5一般会計繰出金、備考欄1は償還金及び還付金と同様、市負担分の概算交付について、前年度に交付を受けた金額が過大となったため精算返還したもの。款の50予備費の執行はございませ

ん。

以上、歳出合計、予算現額206億4,632万9,000円、支出済額202億3,461万1,000円。

次に86ページ、実質収支に関する調書に移りまして、歳入総額208億3,262万3,000円、歳出総額202億3,461万1,000円、歳入歳出差引額5億9,801万2,000円、実質収支額5億9,801万2,000円。

以上が、令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡辺しょう委員長 これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしくお願ひします。

介護保険料について、まず1件目、お伺いします。令和5年から令和6年にかけて、介護保険料についてどのような改定が行われたかという点を1件目に確認いたします。また、それによる歳入への影響についてをお伺いいたします。

2件目については、国による介護報酬の改定が令和6年度から行われております。これによる影響について、サービス利用者への影響と事業者への影響という点、把握されていることを教えてください。また、関連して今度、地域区分の変更の動きが今、国のほうであると聞いておりまして、これについて、状況が分かったら教えてください。

3件目なんですけど、歳出のシステムの80ページ、81ページ、特定入所者介護サービス費等の支給に係る経費について、今回、不用額が比較的出ているということが説明原稿の中でも触れられていたんですけど、これはサービスの件数そのものが減ったということなのか、それとも、認定になる所得に該当する方が減っているということか、詳しい状況を教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願ひいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、令和5年から令和6年にかけての介護保険特別会計の状況でございますが、令和5年が第8期計画となっております。令和6年が第9期計画となっておりますが、こちらで保険料の基準額を変更せず、基金の取崩しで賄うという形にさせていただきました。そのため、利用者の方にとっては、令和5年と引き続き、同様の負担で御利用いただけていると思ひます。

逆に、基金につきましては今回、取崩しが発生いたしましたので、減額になっておりますが、こちらは第9期計画3か年を通して取崩しを行ひまして、負担の軽減に努めております。

次に、介護報酬につきまして、令和6年の介護報酬で主立ったところでございますが、一番大きいところで、介護従事者、介護の現場で働く人の処遇改善を着実に行うために、全体で1.59%の増となっております。このうち、介護職員の方の処遇改善分0.8%、その他の改定率といたしまして0.61%という形で上げておりまして、その分、介護報酬が上がっておりまして、給付費に跳ね返っております。

しかしながら、高齢者の方の人口増ですとかコロナ以降の給付の増も含めまして、全体で給付は上がっておりますので、こちらは報酬の増がそのまま大きな影響を与えたというわけではなく、全体の一部という形で、今回の決算に至ったと捉えてございます。

個別の状況については、把握はできてございません。

3点目の地域区分の変更につきましてですが、大変申し訳ございませんが、現段階では把握できていない状況でございます。

最後に、特定入所者の関係でございますが、こちらにつきましては、説明のほうでもさせていただいておりますが、当初見込んでいた利用件数が実績を下回っているということで、大きくここで利用者が減少したというものではなく、あくまでも見込みと相違があったと認識してございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。保険料の改定について、納付の段階が、たしか改定されていたと思うんですけど、その点について、2回目に教えていただきたいことと、全体として、給付そのものが増えているという中で、今回の決算に至っているという状況については理解いたしました。

二つ目の介護報酬の改定については、特に訪問介護についてはマイナスの改定であって、なかなか加算を取るという点で、事務的な手続等もある中で、なかなか事業者として厳しいというお声も頂戴しています。

訪問介護を中心とした事業者の経営等については、どういう形で聞いて、相談等対応をされているのかという点をお聞きしたいと思います。

地域区分については特段、方針等は届いていないということで、分かりまして、これは利用料とかそういうものに影響が結構出てくるものなので、心配されている方もいらっしゃるのではお聞きした次第です。

また、特定入所者介護サービス費の支給に関わる経費、不用額は、見込みを下回ったということなのですが、これは見込みがそもそも課題だったという理解でよいのでしょうか。ここを、ちょっと気になったのでお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、1点目の介護保険の所得区分の変更でございますが、第8期、令和5年に比しまして、第9期、令和6年には、今まで16段階で賦課していたものを18段階に細分化して、より高所得の方に御負担をいただくような形で対応をしております。

ですが、高所得の方は割合、人数的には少ないですので、大きな影響があったとは認識をしていないところでございます。

次に、訪問介護事業者の経営につきましてですが、こちらは介護保険課と訪問介護事業者の方と情報交換ですとかアンケートを通して、いろいろとお話をお伺いする中で、やはり現状の介護報酬では厳しいというお話は、何件か御意見はいただいているところでございます。

こちらにつきましては本来、国が介護報酬の改定を行うことで対応すべきものと市では捉えてございますが、実際に、市民の方への介護サービスの状況にも大きく影響するところでございますので、本市として何ができるのかは検討を重ねているところでございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○山下健一介護保険課長 最後に、特定施設入所者介護の状況でございますけれども、こちらにつきましては、あくまでも計画で、これまでの利用状況ですとかそういったことを踏まえて、3年間の計画の中に、利用状況を見ていって、それに基づいて予算計上をさせていただいているという状況がございまして、その計画値と実際の利用状況に乖離が生じたことによりまして、利用状況が少なかったという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 分かりました。ありがとうございます。3回目なので、意見を述べさせていただきます。

特定入所者介護サービス費については、見込みとの関係で、実際の数が減っているという傾向はないということも分かりましたので、理解いたしました。

介護報酬について、特に訪問介護等については、国の責任で対応しなければいけない部分は多分にあると思っておりますが、幾つかの自治体でも、介護事業所への支援等を始めている自治体もありまして、そうした例もあって、こういうことでなくなったら困る、保険料を納めているけど使えないという事態だけは何としても避けなければいけないということは、恐らく共通で思われていると思います。ですので、必要なことをまた

やっていきたいということで、市の皆さんにもお願いしたいと思います。

また、特別会計全体の意見にもなるんですが、今回、保険料を、基準額を据置きしたという点には、評価できる点ではありますが、市民の中にも、保険料で、区分の変更もあって、負担の増える方が生じるという改定であったということは、予算の審議のときにもそういうことを指摘しまして、日本共産党としては予算に反対した経緯がございます。

今回の決算の認定についても、同様の理由より、認定に反対したいと思います。

以上、ありがとうございました。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。山本委員。

○山本真実委員 よろしくお願ひします。歳入の国庫支出金のシステム66で、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金など、交付金の金額の傾向と申しますか、今までどのぐらい交付されてきたのかということと交付金をどんなふうにかしてきたのかということをお伺ひしたいです。

あと、80ページの歳出のほうで、20の地域支援事業費、こちらの介護予防といったところの歳出なんですが、令和6年度の介護予防に関するものの成果と今後の方針というところをお伺ひします。

そして、介護保険料で、改定が来年度でしょうか。計画、スケジュール感というものを教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○梶田斉邦福祉保健部次長 交付金の活用というところで、先にお答えさせていただきますと、交付金のほうは、いわゆる地域支援事業のほうに充てるというところがございますので、2番目の質問に絡んでくるところもございまして、こういった交付金の活用というのは、介護予防に資するところの部分にも使わせていただいております、この交付金はこれまでも、事業の、どちらかということ歳出の事業見合いに合わせて頂いているものでございまして、大きく事業というところでお金をかけたというところではございませんので、交付金の傾向としては、今、頂いている額がおおむね続いているような状況でございます。

二つ目のほうに行ってしまいますが、介護予防のほうの令和6年度の成果と今後の方針というところでございますが、令和6年度、介護予防の取組といたしまして、大きな部分では、地域包括支援センターの区域割りの変更なども行いまして、こちらが文化センター圏域と合わせるというような取組に、圏域を変えたものとしておりますので、いわゆる生活圏と福祉の取組というところが一体化されるような形になりました。

これに併せて相談事業なども、より生活に密着したエリアで対応できるようになったというところがございます。

今後、高齢者の方が増えていくというところと併せまして、介護に、何とか制度を使わずに元気に過ごしていただく高齢者の方を増やすような取組というところは、予防事業にも関わってまいりますので、そちらのほうには十分、今後も力を入れていきたいなと思っております。

また、計画改定のスケジュールの部分でございますが、今、その部分につきましては、この夏にアンケート調査などを、事業所ですとか、あとは高齢の市民の方などに、ニーズ調査なども行うような形を取っておりますので、今のところ、スケジュールは順調に進んでいるというところでございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 質問が前後して申し訳ございません。

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の推移でございますが、まず、保険者機能強化推進交付金を過去5年間の決算額の推移で述べさせていただきますと、令和2年度、3,573万1,000円、令和3年度、3,608万5,000円、令和4年度、3,036万4,000円、令和5年度、2,444万2,000円、令和6年度、1,535万2,000円となっております。

ます。

令和6年度が大幅に減少しているのは、市の事業が減ったというものではございませんで、国のこちらの予算総額が142億5,000万円から95万円に縮小されたことに伴いまして、配分される交付金も少なくなったと、(「95億円」と呼ぶ者あり)95億円となったことで、交付額が減少していると伺っております。

続きまして、介護保険保険者努力支援交付金の過去5年間、決算額ベースでの推移でございますが、令和2年度、4,118万7,000円、令和3年度、4,326万8,000円、令和4年度、2,963万6,000円、令和5年度、3,465万3,000円、令和6年度、3,142万2,000円となっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 御説明ありがとうございます。今後も国からの支出金、補助金は減っているかもしれませんが、都からも出ていると思うので、市独自の税金も入れていただいて、頑張っていたきたいなと思います。

介護保険料の改定は、まだ調査中、調査している段階ということですが、何となく値上げなのかどうなのかというところを分かる範囲で教えてください。

あと、本市としては、どういったことによって介護保険料を維持していくのかといったところ、何が一番重要かと考えているか、教えていただければと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○山下健一介護保険課長 それでは、介護保険料の御質問にお答えをいたします。

保険料の今後の見込みというところでございますけれども、介護の給付が伸びているという状況がございます。また、高齢者の人口につきましても、今後も増加傾向が続いていくという状況でございますので、今、保険料について、まだ全く算定している状況ではございませんが、こういった状況を踏まえますと、保険料を今後は上げざるを得ない状況があるものと捉えておりますけれども、介護保険の給付準備基金がございますので、基金をうまく活用して、上げ幅というのが縮小していく、縮減といいますか、抑えていくといったところに基金を活用してまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。まだか。失礼しました。お願いいたします。どうやって維持するのかと値上げ。

○山下健一介護保険課長 失礼いたしました。介護保険料の維持のために何が重要かというところがございますけれども、まずは高齢者の方が元気に住み慣れた地域で生活をするということで、介護保険を使わないといった状況、または最小限のサービスで日常生活を送れるという状況が、やっぱり介護給付費の総額が抑えられるというところがございますので、そういった意味では、予防ですとか、介護を使わないといったような、その前段階のケアといいますか、そういったところが一番重要であるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 御説明ありがとうございます。フレイル予防といったところ、すごく私も重要なと思うので、そういったところは課をまたいで、一体的な施策が展開できたらいいなと思っております。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。高津委員。

○高津みどり委員 御説明ありがとうございます。2点お伺いしたいと思います。

初めに保険料のことなんですけれども、介護保険の未納者というのはどれぐらいいるのか、傾向としてどういったことがあるのか、増えているのかどうかということと、あと、介護保険が未納の場合、介護サービスというのが受けられる状態であるのかどうか。例えば償還払いだったりとか、全額まとめて払わなきゃいけないとか、条件がある

のかどうかについても教えてください。

あと、76ページ、77ページの認定調査費についてです。不用額の理由が、当初の見込みの申請件数が実績を下回ったとあるんですけれども、今、高齢者が増えている中で、この認定調査が減っているというか、実績を下回ったというところで、この辺りの理由、要因について教えてください。今もフレイル予防とかありましたけど、そういったところで介護予防とかが進んでいるといった形で、この認定数が当初よりも減っているというところでいいのかどうか、その辺りについても教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、介護保険の滞納状況、未納状況でございますが、すみません、ちょっと金額ベースでしか把握してございませんで、金額でお答えしてもよろしいでしょうか。すみません。

こちら過去5年の金額でございますが、まず令和2年度が、現年度分が4,497万2,200円、過年度分が4,649万8,300円で、合計9,147万500円となっております。次に、令和3年が、現年度分が3,987万4,232円、過年度分が4,550万3,000円の計8,537万7,232円となっております。令和4年度分につきましては、現年度分が3,816万700円、過年度分が3,977万9,332円の合計7,794万32円。令和5年度分が、現年度分が3,799万2,000円、過年度分が3,641万6,032円の計7,440万8,032円。令和6年度分が、現年度分が3,536万5,500円、過年度分が3,608万1,400円の計7,144万6,900円となっております。大まかには減少傾向にございます。

次に、認定調査の件数の減少でございますが、こちらはコロナ期に一時期、認定期間の延長という措置がとられまして、その影響がここまで続いて、見込みより若干少なくなつたと捉えてございます。

すみません。漏れておりました。介護保険料が未納の場合の対応でございますが、こちらは未納の状況に応じまして、介護保険の滞納者に関しましては、納めている方の公平性を担保するために、未納期間が一定を過ぎると給付制限が課されるような形となっております。滞納が1年以上なりますと、サービスに係る費用の全額を一旦自己負担していただいて、申請によっての後で保険給付費が支払われるようになります。滞納期間が1年6か月を過ぎますと、保険給付の一部または全部の差止めとなりまして、2年以上となりますと、利用者負担が3割、4割に引き上げられたり、高額介護サービス費の受給が制限されるような形になってございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 御答弁ありがとうございます。分かりました。

未納の人数はちょっと分からないということなんですが、金額としては減少傾向というところで、分かりました。

介護サービスの件については、やはり納めている人との整合性というか、を図るところで、分かりました。ただ、そうすると、払えなくなってきた場合の方についての相談だったりとか対応とかというのがどのようになっているのか、2点目、教えてください。

あと、認定調査については、分かりました。コロナの影響というところが過分にあったということで、今後の見通しとしては、やはり増加という形になるのかどうか、そのことだけ教えていただければと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 介護保険料を払えなくなった方の対応でございますが、当初賦課を出しました後に滞納が始まりますと、こちらのほうから督促状をお送りいたしまして、その後、御本人様から御相談があった場合は、分納ですとか、そういった払え

るような状況にどうしたらなるのかということをお相談を受けまして、丁寧な対応をすることで、未納につながらないように窓口で心がけている状況でございます。

次に、認定調査の状況でございますが、基本的にこちらのほうは一定期間で認定が次に来る方、再更新、更新等が来ることとなりますので、このコロナ明けでそれが落ち着けば、基本的には計画どおり認定者の人数が、次の時期に何人来るというのが見えてまいりますので、ここの部分については落ち着いてくると思います。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 ありがとうございます。分かりました。未納の方の相談についてというところでは、丁寧にやられているのかなと思うんですが、必要な人が、納めていないのでサービスが受けられないというところもちょっとかわいそうなところかなというところと、生活保護の方であったりすると、そこは別という形になるかなと思うので、その方々の状況に応じてというか、丁寧に対応していただいて、本当に必要であれば、介護サービス、また、医療などを受けられるようにというところでは、丁寧にやっていたらと思います。

認定調査については、分かりました。先ほども言いましたけれども、これで調査をしなくてもいい、本当に元気な方たちが増えていくというところが一番いいのかなと思いますので、その点については、介護予防というところで、しっかりとまた手厚くやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 では、4点質問をさせていただきます。

歳入のところ、66ページですが、先ほど質疑がありました保険者機能強化推進交付金、あと、ごめんなさい、66ページにもう一つの交付金がありますけれども、先ほどちょっと推移を聞きましたところ、保険者機能強化推進交付金のほうが減少していると、国の全体の支出のほうが減っているという御答弁があったんですが、それで、こちら先ほどの答弁では、事業内容は変わっていませんと、市の中では取組を進めていますという話なんですが、この交付金をもらうに当たっては、評価の指標があると思うんですけども、その評価の指標というのは、特に変更などがないのかどうか、今後そういったところが出てくるのかというところを教えてください。

二つ目ですが、歳出についてです。82ページで、包括的支援事業・任意事業、生活支援体制整備事業費についてなんですが、こちらは令和6年に新規事業として、地域包括支援センターへの生活支援コーディネーターの配置がありました。それまで地域福祉コーディネーターが兼務で行っていた役割を、それぞれの包括に生活支援コーディネーターと位置づけて、専属として配置をしたということなんですけども、こちらの効果について、どのように市として検証しているのか。1年間取組を進めた中で、市の評価について伺いたいと思います。

それから、3点目です。要介護、要支援のそれぞれの認定者の人数の推移を教えてください。

そして四つ目が、介護事業所への調査について伺いたいと思います。例年、介護保険事業計画の策定に向けて、利用者もそうですけども、事業者への実態調査をしていますが、令和6年については、それとは別に市独自で調査をしたということが、昨年度の厚生委員会の質疑の中で答弁があったと記憶しております。その実態調査について、何点か伺いたいと思います。

その調査の目的について伺います。

それと、調査としてどういった課題を市として把握をしたのか、それに対してどういった対応をされたのかということをお教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、1点目の保険者努力交付金と保険者機能強化金の評価方法でございますが、こちらの指標は令和6年度から変更が入りまして、より評価がされやすい状況に変わったと認識してございます。

次に、質問が飛びまして、3番目の要支援者と要介護者の人数の推移でございますが、こちら、過去5年間の推移を各年度4月1日の実績数で申し上げますと、令和2年度は、要支援者が3,499人、要介護者が7,840人の計1万1,339人、令和3年度は、要支援者が3,556人、要介護者が7,889人の計1万1,445人、令和4年度は、要支援者が3,451人、要介護者が8,053人の計1万1,504人、令和5年度は、要支援者が3,630人、要介護者が8,152人の計1万1,782人、令和6年度は、要支援者が3,878人、要介護者が8,135人の計1万2,013人と増加傾向になってございます。

4点目の御質問の令和6年度に実施したアンケートの状況でございますが、まず、こちらのアンケートの目的と成果でございますが、本市におきまして、介護人材の確保や定着が課題であることから、まずは現場の声を聞きまして、施策につなげていくため、通常行っていないアンケートを臨時で行ったものがございます。こちらのアンケートの結果といたしましては、現場の状況や要望、生の声を捉えるという意味で、十分に意義があったと判断してございます。

また、アンケートそのものの効果とは別でございますが、このアンケートの実施を通しまして、調査に御協力いただきました事業所、事業者連絡協議会との連携も強化され、結果として、市及び事業者双方の情報共有や意見交換などがやりやすくなった面もあると評価してございます。

次に、アンケートの調査結果の概要でございますが、こちらの結果といたしましては、各事業所ともに福祉人材の確保の困難さについて課題を感じているという御意見が多くございました。

また、その対策としまして、市に望むものとしては、介護職員の処遇改善や資格取得に係る経費に対する補助や、各種研修の開催などが挙げられてございました。本市といたしましても、介護人材の確保や定着が課題であると認識しているところでございますので、改めて現場も同じ懸念を共有しているということ、また、市に対してどのような期待をしているのか等の認識を詰めたところでございます。

最後に、アンケートの結果を今後どのように市の施策に反映させていくのかでございますが、アンケートにおいて御要望いただいたもののうち、介護支援専門員の再講習に係る費用の助成の要望が多かったことから、既に令和6年度から開始していた介護支援専門員に関する研修費補助につきまして、令和7年度予算において、要望に沿った形で対象件数を増やすなど、拡充を行ってございます。

他の要望につきましても、本市の置かれた状況や他市の状況を踏まえつつ、引き続き今後の介護人材の確保と定着に資するような施策に反映すべく、協議、検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 答弁の順番が前後しまして、恐れ入ります。2点目の生活支援コーディネーターを配置したことによる効果と評価についてでございますが、令和6年度から地域に身近な地域包括支援センターに、こちらの生活支援コーディネーターを配置したことによりまして、日常生活上の支援体制の充実と、それから、高齢者の社会参加を推進しまして、高齢者が相談しやすい環境を整備いたしました。このことによりまして、徐々に地域とのつながりですとか、活動、交流のほうにつなげているところでございまして、顔が分かる関係になったことで、より相談しやすい環境が整備されてきているものと評価しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 アンケート調査のところで、目的、課題、対応というところのあれがあったんですけど、課題については触れられましたか。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 課題につきましては、介護人材の確保の困難さというところがクローズアップされておりまして、介護職員の方に対してどのような処遇改善を行うのかというところを課題としてアンケートで認識した次第でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ありがとうございます。答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 御答弁ありがとうございます。

まず最初の保険者機能強化推進交付金のところですが、令和6年から評価指標が変更になったということが分かりました。より評価されやすくなった、見える化というところでしょうか、そういうふうな変更があったということでした。

先ほど、この交付金についての事業の活用というのは、地域支援事業とか介護予防についての取組を進めるために活用していますというお話がありましたけれども、この機能強化推進交付金がちょっと少なくなったということに対して、それぞれの事業についての影響というのはないのかをお伺いしたいと思います。

それと、生活支援体制整備事業費です。評価については分かりました。市民が相談しやすい体制ができたということで、今後、生活支援体制の整備だったりと、高齢者の社会参加の構築というところでは進めていくということが分かりました。

多面的にいろいろなところでコーディネーターを置いて、福祉のまちづくりの基盤をつくっていくということだと思っておりますけれども、これからこの体制をまた新しくしてきたということに対しての、ある一定の評価基準みたいなものも考えていかなければならないのかなと思っております。

生活支援コーディネーターは、高齢者の暮らしを支えるための地域包括ケアシステムの実現ということで、社会資源の把握をしたり、つなぎの役割だったりと、あと開発なども求められていくと思いますので、コーディネーターの配置を通して、何を獲得していくのかということの評価基準だったりと、指標だったりと、そういったところは今後検討していただきたいと思っております。こちらについては、再質問はありません。

それと、要介護、要支援の人数について伺いました。要支援の方も、要介護の方もそれぞれ増加傾向であるということが分かりました。

それで、2回目の質問としまして、こういった認定者が増加しているという中では、介護保険サービスの給付を受ける方も増えていくということが想像できるわけですが、令和8年度から第10期の介護保険事業計画に沿って事業が行われていくわけですが、国では制度の見直しに向けて、年度内に方向性が示されると聞いております。議論の中では、要介護1、2の認定者の生活援助、その部分を各自治体の総合事業のほうに移行するという話が出ていましたとか、あと要支援者だった人が要介護になっても、そのまま総合事業の利用ができる継続利用要介護者の位置づけをつくる、そういったことが社会保障審議会の中で検討されています。

府中市では、総合事業の訪問型と通所型の取組をしていますけれども、現状、要支援の方への総合事業の提供体制がどういう状況になっているのか、伺いたいと思っております。

訪問、通所それぞれの指定事業所数の推移と、総合事業への新規参入、また、廃止の数の推移を伺います。

また、従前相当の国基準、それから、市基準というサービスがありますけれども、それを提供している事業所数の推移をお願いいたします。

それと、最後に伺いましたアンケート調査のことです。人材確保の対策に向けてということで、独自に調査をしたということが分かりました。とても貴重な調査をされたと思っております。

その中でも、事業者とか従事者からの具体的な意見ももらいましたと。資格取得のことだったりとか処遇改善のこと、そういったことも問題があるということを把握された

ということで、具体的に取り組んだのが、令和6年から居宅介護支援専門員の研修の受講費ということで、ちょっと実績が上がらなかったということもあって、今年度からはさらに拡充をしたということが分かりました。

こちらについては、再質問についてはないのですが、様々事業者から細かな要望が上がったということで、居宅介護支援専門員への補助ということもあるのですが、もっともっと人材確保というところは、ケアマネジャーだけではなく、介護の現場というところにも取り組んでいただきたいと思います。

世田谷区では、人材確保策として東京都の補助金を活用して、介護福祉士の資格の取得とか実務者研修、また、初任者研修の受講の補助の制度をつくって、その後に区内に就労することを条件とした取組をしています。

また、先ほどのアンケート調査の中でも、具体的に処遇改善ということで、家賃補助だったりとか、交通費の補助という声も上がっていたのではないかなと思うのですが、そういった対策、先ほど報酬改定の中で、1.59%上昇ということだったんですが、訪問介護の中では、実質は下がっているという現状もありますので、そういったことも踏まえまして、事業者運営に対しての助成ということも、ほかの自治体、世田谷区とか品川区でも行っていますが、そういったところも御承知だと思いますが、そういったことへの検討もさらに進めていただきたいと思います。

実態調査を行ったということは、本当に評価すべきことであると思いますけれども、それに応えられる施策をもうちょっと充実させていただきたいと思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

制度があってもサービスがないといった事態に府中市が陥らないように、人材確保の取組や事業所運営の支援というところをしっかりと把握して、対策をとっていただきたいと思います。

では2回目、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 初めに、訪問型サービス指定事業所の市内におけます推移でございますが、各年度4月1日現在の数でお答えさせていただきます。令和5年度におきましては87か所、令和6年度におきましては同様に87か所、令和7年度におきましては81か所となっております。なお、このうち、従前相当に該当する事業所数ですが、いわゆる国基準のほうですけれども、令和7年4月1日が47か所となっております。

続きまして、通所型サービス指定事業所の推移でございますが、同様に各年度4月1日現在の数でお答えいたします。令和5年度につきましては81か所、令和6年度につきましても同様に81か所、令和7年度におきましては78か所となっております。このうち、令和7年度におけます国基準、従前相当の事業所数については65か所となっております。

また、新規、廃止の事業所数でございますが、恐れ入ります。今の数字については4月1日現在でお答えしたんですが、今、手元にあるものと、3月31日現在の数値となってしまうんですが、令和6年3月31日で、新規が4か所、廃止が9か所となっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○梶田斉邦福祉保健部次長 すみません、質問の1個目に戻させていただきます。交付金の状況が各事業に与える影響というところでございますが、こちらにつきましては、特に影響等は今のところ出ていない状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 新規参入は答えられましたか。

○奥村さち子委員 今ありました。

○渡辺しょう委員長 ありましたか。すみません、失礼しました。

答弁が終わりました。お願いします。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。保険者機能強化推進交付金の影響は特にないということは確認できました。

再質問はないんですけれども、介護保険制度はどうしても給付の削減の観点からも、要望とか重度化防止の施策を進めていると思っています。健康を保つとか、予防ということとはとても大切なことではあるんですけれども、やはり高齢になるに従って、どうしても介護が必要になるということは当たり前であります。そういった高齢者に必要なサービスを提供していく、社会保障でカバーしていくというのが介護保険制度だと思っています。

先ほどの交付金など、財政的なインセンティブをつけるというのが2018年から始まっていますけれども、今後、さらに予防に関する事業の拡充というか、そういったことを図る制度の仕組みになっていきますが、自治体としては、介護が必要な人にサービスが届いているのかという視点にアンテナを張って、今後も取り組んでいただきたいと思いますので、その点は要望させていただきます。

それと、総合事業の事業所の件数について伺いをいたしました。御答弁の中では、訪問型サービスの指定事業所というのが現在81で、減少傾向にあると。その中でも、国基準が47、市基準が34ということでした。それと通所については、こちらも事業所の件数が減っていますね。168から159と減っているという状況で、こちらも国基準が65で、市基準が13ということで、国基準の事業所が多いということと、全体的には減少傾向であるということが分かりました。

それで、事業所数は減少傾向ということであるんですけれども、指定登録ということで、現在、訪問が81事業所、通所が159あるというんですが、実態としては、指定登録をしても、新規のサービスの依頼を受けていない事業所が相当数あると聞いています。また、総合事業といっても様々な事業があって、先ほど御答弁いただきました国基準、それから、緩和型のサービスへ、これは報酬がさらに少ないという状況で、受けていく事業所も少ないという話も伺っております。ケアマネジャーからも、このサービスへ、多様なサービスへというのを受けてもらえる事業所がないという声も伺っております。そういった状況の中で、次期介護保険制度の見直しにおいて、要介護の人の生活支援サービスが総合事業に移行するという事は、とても難しい、非常に懸念があると感じております。

自治体として、事業者や利用者への実態調査とか、把握をするということとはとても重要になると思いますので、重なりますけれども、その点はしっかりとお願いしたいと思えますし、その把握を踏まえて、国にも実態を伝えていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、質問は以上なんですが、最後に意見を述べさせていただきたいと思えます。

令和6年度の予算については、保険の給付費が前年度より減額予算となっていました。コロナ禍では利用控えがありました。サービスが必要としている人は、高齢者の増加により増えていくと考えておりました。また、給付の予算が少ないことは、利用控えによって家族が介護を担ってきたという実情を容認する、ある意味、給付抑制とも受け止められると考えまして、生活者ネットワークは予算案に反対をいたしました。

結果としましては、3月の補正で給付費の実績が多かったことを受けて、居宅介護サービスの給付を5,000万円上乗せ、施設介護サービス給付費を2億7,000万円上乗せ、介護予防サービス給付費を4,100万円の補正予算で計上して、基金の取崩しを行いました。でも、実績が上がれば、補正で修正すればいいというものではないと思えます。社会の状況や地域の実情を把握して、サービス基盤を計画的に構築していくことが必要だと考えました。

以上の理由から、本決算については認定の反対をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 先ほどの後期高齢者医療特別会計と同様のことを二、三お尋ねしたいんですけど、まず、被保険者数というか、加入者数というのか、の推移について、分かれば教えてください。

加入率については、基本的にほぼ100%でいいのかどうかということでお尋ねします。

歳入、66ページのところの特別徴収と普通徴収については、介護保険も基本的には特別徴収なのかなと思っているんで、特別徴収にできない方だけ普通徴収ということでもいいのか。今現在、比率が何対何ぐらいになっていて、その辺がどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。

最後に、からさわ委員も触れていたんですけども、85ページのところに4億を超える不用額がありますけれども、例えば先ほどの国保会計と比べて、会計規模にしてみたら、国保会計のほうが金額は多くて、国保会計も不用額は約2億7,000万円ぐらい出ていますが、こちらの介護保険のほうは4億を超える不用額が出ているということについては、少し不用額が多いのではないかと思うんですが、その辺に対して、見解というか、ちょっと不用額が多くないですかということについて、どのように判断されるか、その辺のお考えをお尋ねします。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、被保険者数の推移でございますが、1号被保険者の推移で申し上げさせていただきますと、過去5年間、年度末現在で、令和2年度は5万7,922人、令和3年度は5万8,204人、令和4年度は5万8,516人、令和5年度は5万8,958人、令和6年度は5万9,252人で、おおむね人口割合で22%程度を推移している状況でございます。

次に、介護保険の加入率でございますが、こちらは法定となりますので、基本的には100%加入となっております。

次に、特別徴収と普通徴収でございますが、こちらにつきましては、基本的には特別徴収ということで、年金から控除させていただいてございますが、年金額が年間で18万円未満の方ですとか、65歳になって、それまでの2号被保険者から1号被保険者の切替えがあった方等につきましては、特徴に切り替わる前の一時期だけ普徴で対応させていただく時期がございます。すみません、あと転入された方も、手続が済むまでは普通徴収で対応させていただいてございます。

不用額につきましては、こちら、見込みに年度末、その年の給付の見込みに合わせまして、3月補正で組ませていただいたところでございますが、実際会計を締めましたところ、かなり余ってしまったというところで、ちょっと見込みの算定に甘いといえますか、すみません、ちょっと見込み違いをしていたところがございます。そのため、今後につきましては、不用額が出ないように執行を心がけたいと思います。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 まず、最初の件については分かりました。年々増加しているということで、先ほどもお尋ねしたんですけども、外国人の方というのはどのぐらいいらっしゃるって、特に外国人だからといって滞納とかがあるんじゃないかと思っておりますが、ちょっとその辺、どういう状況なのかということでお尋ねをいたします。

それと、特別徴収と普通徴収は分かりましたが、現行で何対何、どのぐらいの比率になっているかということをお尋ねしたつもりだったんですけど、分からなければあれなんですけど、できれば教えてください。

最後、不用額については、今ちょっと説明を見たら、実績が下回ったということで、考え方によってはよかったのではないかというふうにもとれるんですけど、今の説明だ

とちょっと苦しい御答弁だったように思うんですが、実際予定していたよりも皆さんが介護保険を利用しなかったんで、皆さん健康で、健康寿命が延伸する傾向だみたいなことなのかなと思ったんで、そういうお答えを期待していたんですけども、ちょっとその辺、もう1回どうなのかということで御説明いただければと思うし、もし分かれば、令和7年度、本年度についてはどんな傾向なのか、同様に不用額が増えそうなのかどうか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 1件目の介護保険の加入者における外国人の方の数でございますが、こちら直近でございます、今年度の7月末の数字で申し上げますと、360人となっております。特にこの方々に未納があるとか、そういったことは把握はしてございません。

次に、特別徴収と普通徴収の比率でございますが、こちらは人数比でおおむね9対1、90%が特別徴収の方で、10%が普通徴収の方となっております。実数で申し上げますと、特別徴収の方が5万3,568人、普通徴収の方が6,307人、合計で5万9,875人、これは令和7年度の当初の段階でございますが、このようになってございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○山下健一介護保険課長 最後に、令和7年度の傾向というところでございますけども、1回目の不用額の答弁の部分で、ちょっとお答えできなかった部分もあるんですが、委員がおっしゃるように、見込んでいた、計画していた給付の見込みを下回った、結果として不用額になったというところにつきましては、適正なサービスの提供ができたということであったりですとか、介護分も含めて、高齢者の方のそういった予防というところがうまく回れたという結果として、給付が減って、その結果として不用額が出たといったようなところがあると認識しているところでございます。

令和7年度につきましてでございますけども、基金の状況から見ますと、準備基金の年度末の残高の見込みが、令和6年度末で14億1,671万471円、令和7年度の決算末の見込み残高が16億755万9,471円ということで、基金が増えると見込んでおりますので、そういった観点からは適切なサービスが引き続き令和7年度につきましても展開できるものと捉えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 分かりました。

反対意見もありますけども、本決算については、認定に賛成の意を表して、質問を終わります。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第74号議案は認定すべきものと決定いたしました。